三　基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の第三号適用者　百十一万円

四　市町村民税非課税者である組合員又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるものに該当する組合員（前二号又は次号に掲げる者を除く。）　二十九万円

五　健康保険法施行令第四十二条第十二項第五号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者を除く。）に相当する者又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるものに該当する組合員（第二号又は第三号に掲げる者を除く。）　十八万円

第二十三条の三の五第一項第一号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ロ中「三十五万二千六百円」を「三十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同号ヘ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第三号イ中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同号ヘ中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第四号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　八千円

第二十三条の三の五第十一項中「第二十三条の三の二」の下に「及び第二十三条の三の三の二」を、「第四十一条」の下に「及び第四十一条の三」を、「同条第十項中」の下に「被保険者」とあるのは「組合員」と、」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「その資格」を「当該組合員の資格」に改め、同項の次に次の一項を加える。

13　組合員（基準日組合員を除く。）が計算期間において当該組合員の資格を喪失した場合における第二十三条の三の二の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条並びに前条第十一項及び第十二項の規定を適用する。

第二十三条の三の六第一項中「（次項の」を「（次項に規定する」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同項第一号中「法第六十一条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）」を「継続給付に係る療養」に、「又は第二十三条の三の三」を「、第二十三条の三の三又は第二十三条の三の三の二」に改め、同条第二項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、同条第四項中「療養（第一号に規定する」及び「療養（同号に規定する」を「療養（」に、「係る同号」を「係る第一号」に改め、同条第五項中「（次項の」を「（次項に規定する」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同条第六項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改める。

第二十三条の三の七第二項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であつて、」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第五項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

附則第五十二条の三から第五十二条の五の二までを削り、附則第五十二条の六を附則第五十二条の三とする。

第十二条　地方公務員等共済組合法施行令の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬の月額が百二十七万円以上の組合員又はその被扶養者」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第五号中「第十一項第四号」を「第十一項第五号」に、「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七　療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）　十一万四百円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八　療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）　九万八千百円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九　療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円以上三十六万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）　八万五千八百円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十　療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上二十八万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）　六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。